

平成31年度（2019年度）
多機能型施設（生活介護事業・自立訓練〔生活訓練〕）
横浜市中山みどり園 事業計画書

1. 所在地

〒226-0019 横浜市 緑区中山2丁目2-3

TEL 045(931)8611 FAX 045(931)8626

2. 目的

法人の理念および基本方針を遵守し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく契約をした知的・身体・精神に障がいのある方に対して、横浜市中山みどり園は、在宅の知的障がい者・身体障がい者・精神障がい者が地域社会で充実した生活ができるよう、利用者さん・ご家族・関係者への支援を行い、通所による日中活動を行うとともに、地域生活を送る上での相談・調整などを図り、地域社会で豊かで充実した生活が送れるよう支援することを目的とします。

3. 方針

横浜市の方針に則り、障害者総合支援法の理念である、三障がいの一元的支援と地域生活移行を障がいの特性や障害支援区分に基づき、適切な支援に努めます。また、利用者さん及びご家族等からの相談に応じる等、地域生活を積極的に推進するため関係機関に働きかけることを運営の基本に置き事業をすすめます。

障がい当事者の基本的人権の尊重と権利擁護に努め、地域での自立した生活を支援し、利用者さんひとりひとりの状況や要望に応じて、さまざまな活動の機会を提供し、豊かな暮らしと充実した地域生活が送れるように環境(グループホーム等)の整備も行い、本人やご家族へサービスを提供していきます。

利用者さんが元気で明るく笑顔で活動し、魅力あるプログラムに取り組みます。

4. 今年度の重点目標

- (1) 夢と希望を語り、何事にも挑戦(チャレンジ)し、仕事にも勉学にも研修にも取り組みます。
- (2) 人災・自然災害等に対する予防や訓練など、万が一に備えた対策についてさらに力を注ぎます。
- (3) 脚下照顧(きゃっかしょうこ)の志しで、自分たちの足元をしっかりと見直し、利用者さん中心の事業展開を行います。
- (4) 支援の質を維持・向上させながら、業務の効率化と省力化を図ります。(業務の見直し・電子決済・記録ソフト・マニュアルソフト)

5. 事業所としてユニークで独創的な取り組み

職員それぞれが、重度の知的障がい(特に自閉症)の方の支援について、専門性を高め、法人内外においてその専門性を活かすことのできる人材になれるよう、自己研鑽を図り、支援に取り組んでいきます。また、職員それぞれが、知的障がいのある方の意思決定支援において、一人一人の意志を尊重した支援のありかたをあらゆる場面において念頭におき支援します。

- ① 連続自閉症研修会において得られた支援のノウハウを地域の事業所へ発信していきます。

6. 今年度の重点課題

- (1) より高い専門性を獲得させ、利用者さんやご家族から評価される事業を展開します。
 - ① 質の高い職員育成を図り、サービスの質の向上に努めます。

- (ア) 職員それぞれ設定した目標に基づき研修への参加等自己研鑽に努め、自らの成長が自分自身で実感できるよう職員育成を行います。
 - (イ) 嘱託医による専門分野（自閉症）の研修会を継続して行うことにより職員の専門性の育成や職員間の支援の統一を図ります。
 - (ウ) 職員がお互いの支援について、利用者さんの人権を配慮した支援を行っているか確認し合います。（Yネットへの参画・人権ツールの活用）
 - (エ) 作業の充実を図るために作業担当を統括し、話し合いの場をつくります。
- ② 家庭と連携し、個別活動や全体活動等各活動に利用者さん個々に対応した活動を提供します。
- (ア) 活動内容のバリエーションを増やし、より充実した支援を行います。
自主製品を増やす・受注作業・野菜販売
 - (イ) 活動形態をより柔軟に考えて支援の幅を広げます
土曜日開所の工夫・外部団体とのコラボレーション・全体の合同活動・調理体験の成果を給食でとる企画・生き物の飼育
- ③ 高齢化に伴い、健康維持のためのプログラムを増やしていきます。
- (2) SWOT分析の結果に基づき、中山みどり園の弱みを強みに変えていく取り組みを行い、さらに強みをよりPRすることで「選ばれる事業所」を目指します。**
- ① 利用者さんへより良いサービスを提供するため、「はたらきやすい環境づくり」を目指します。
利用者さんのできることを伸ばし、作業活動に積極的に参加できるようにします。
(納品業務など)
 - ② 職員間のコミュニケーションを図りやすくするための取り組みを行います。
 - ③ 館内の衛生や、環境整備を行い、明るく楽しい空間づくりを行います。
 - ④ 職員の自己目標を設定し、目標獲得に向けた研修や自己研鑽を促します。
 - ⑤ 地域の社会資源を理解し、積極的につながっていくことにより、利用者さんの活動の幅を広げていきます。→自立支援協議会への積極的参加
 - ⑥ 支援の質を維持・向上させながら、業務の効率化と省力化を図ります。
日直業務・9時ミーティング・休憩時間の安定確保・会議の効率化・記録やまとめの見直し

5. 実施運営

- (1) 設 置 横浜市
- (2) 運 営 社会福祉法人 県央福祉会
- (3) 人 員

①職員構成

管理者（施設長）	1名
サービス管理責任者	2名
事務員	1名
調理員	2名（業務委託）
栄養士	1名（業務委託）
清掃	2名（業務委託）
運転士	4名（1名は業務委託）
嘱託医師	1名
嘱託職員（臨床心理士）	1名

【生活介護事業】

生活支援員	26名
	(1名は自立訓練と兼務)

【自立訓練（生活訓練）】

生活支援員	2名
	(1名は生活介護と兼務)

看護師	2名		
② 利用定員			
生活介護事業	定員	34名	
自立訓練（生活訓練）事業	定員	6名	

6. 業 務

【1】 支援内容

個別支援計画書・行動支援計画書の作成と実施

利用者さんのニーズに基づき、課題と支援内容を明確にした個別支援計画書を作成します。

(1) 個別支援計画書・行動支援計画書の作成

① ニーズの確認

利用開始前の状況把握や利用開始後の面談を通じて、利用者さんのニーズの確認を行います。

② 地域生活の推進

どんなに障がいが高くとも、たった一度きりしかない人生を、住み慣れた地域であたりまえの暮らしができるように様々な関係機関と連携し支援していきます。

③ 社会生活能力の向上への支援

「基本的生活習慣」「健康管理」「生活スキル」「社会スキル」「社会参加」「コミュニケーション・対人関係」「不適応行動」「家庭への支援」の領域について、プログラムにそった支援を行い少しでもできることへ可能性を信じ支援していきたいと思っています。「できること」「できないこと」の状況を踏まえ、どのような支援が有効かという視点を加味し検討を加えていきます。

(2) 個別支援計画書の実施

評価(モニタリング・アセスメント)結果に基づき、上記領域に沿って作成した個別支援計画書に沿って、プログラムを行います。生活介護は6ヶ月ごと、自立訓練（生活訓練）は3ヵ月ごとに計画を見直し(モニタリング)、必要に応じて目標を設定し直します。また、モニタリングに伴い、行動支援計画書も見直し、状況に応じて修正を行います。

① 各活動領域の支援の内容

(a) 基本的生活習慣

食事、排泄、衣服の着脱、衣類の整理等日常生活技能取得のため、必要なところは支援しながら成功経験を積み重ねることができるよう配慮します。

(b) 生活スキル

(c) 社会スキル

移動、買い物等社会生活技能の習得のため、地域の社会資源の活用を行います。また、地域住民の障がい者への理解にも努めます。

(d) 社会参加

軽作業や簡単な調理・掃除等家事作業などを通して、作業の持続力・集中力・注意力・安全性の理解等を獲得します。

(e) コミュニケーション・対人関係

作業や昼休みの休憩時間または家庭での余暇の過ごし方について支援を行います。

(f) 不適応行動

強度行動障害に関連する支援手順書およびその記録に基づいて、適切な支援を行い共有することで、安心した生活・活動ができるように努めます。

(g) 健康管理

- i 健康に関する利用者さんの情報の収集
- ii 園での健康状態の把握
- iii 内科検診の実施（年1回）

- iv 衛生面の配慮
 - v 健康に関する相談
 - vi 嘱託医師による定期巡回および、ご家族向けの「健康管理について」の講演及び助言
 - vii 健康維持のための運動プログラムの実施
- (h) 家庭への支援

【2】支援の形態

(1) 個別活動

水・土曜以外の15～16時は、職員とマンツーマンによる作業・製作・社会資源の活用・余暇・運動等の個別活動を行います。

(2) 小集団活動

①活動室での活動

利用者さんの障がいの程度やタイプを考慮して以下のような小集団に分け支援を行います。

- (a) 知的障がいが重度で強度の行動障がいをもつ方のグループ
- (b) 知的障がいの程度は軽度から重度だが周囲の環境に影響を受けやすい方のグループ
- (c) 知的障がいが重度で身体的な支援を必要とする方のグループ
- (d) 知的障がいの程度は軽度から重度だが適応障がいをもつ方のグループ

②園内宿泊体験

年に1回から2回園内で職員及び他の利用者さんと宿泊体験することにより、協調性・社会性を養います

③セトルホームつづきの体験利用

園内宿泊での経験を踏まえてセトルホームつづきの体験利用枠を活用し、近い将来グループホーム等での自立した生活ができるように支援します。

(3) 行事等、全体での活動

行事や避難訓練等利用者さん全体が共有する活動を行います。

①行事

(a) 夏祭り 8月

夏祭りを開催し、ご家族と職員および近隣の関係者との交流を図ります。

(b) 園外宿泊レクリエーション…秋

一泊旅行を通して、集団行動、社会経験を積むなど協調性・社会性を養います。

(c) 新年会・成人を祝う会

成人を迎えた利用者さんを祝う機会をご家族との共催で持ちます。成人を迎える人がいない場合は、季節感のある行事を行います。

(d) 全体活動

月に一度、講師やボランティアを招き、ダンスや創作、園芸等、日頃活動している小集団の枠を超えて活動します。

(e) 各活動室及び小集団での外出…随時

個々の希望や活動室での外出を行うことにより、様々な社会体験を重ねます。

②避難訓練

災害発生を想定し、利用者さんの安全を第一に考慮して迅速に避難誘導ができるように、毎月訓練を実施します。消火訓練・防犯訓練・救急救命訓練は年2回行います。

実施日	内容		
4月	避難訓練(地震を想定)	活動時間中(AM)	活動室
5月	避難訓練(水害を想定)	活動時間中(AM)	活動室・会議室等
6月	避難訓練(地震を想定)	活動時間中(AM)	活動室・会議室等
7月	避難訓練(防犯を想定)	活動時間中(PM)	活動室・会議室等
9月	避難訓練(地震を想定)総合訓練	活動時間中(AM)	活動室・会議室・駐車場等
10月	避難訓練(火災を想定)消火訓練	活動時間中(PM)	活動室・会議室等
11月	避難訓練(地震を想定)	昼食後(休憩時)	食堂・会議室・和室等
12月	避難訓練(火災を想定)	活動時間中(AM)	活動室・会議室等
1月	避難訓練(地震を想定)	活動時間中(AM)	活動室・会議室
2月	避難訓練(火災を想定)消火訓練	活動時間中(PM)	食堂・会議室・和室等
3月	避難訓練(地震を想定)		

【3】ご家族等への支援

(1) ご家族等への支援

ご家族等への個別支援計画の確認、家庭等での生活を安定・充実させるための支援を個別面談、家庭訪問等を通じて行います。

(2) 家族教室の実施

ご家族との情報交換、ご家族間の交流やレクリエーションのために、事業所からの情報提供に加え、勉強会、見学会などを行います。

7. 活動日数 262日(年間予定表による)

8. 活動スケジュール

- 9:30 登園(自主) ※ご希望者には週2回自宅まで個別送迎を行います
- 10:15 登園(バス)
- 10:30 午前の活動
- 12:00 昼食
- 13:30 午後の活動
- 15:00 降園(自主、バス)
- 15:00~16:00 月2回職員と1対1で個別活動を行います。

9. 研修

職員育成方針に基づいて、職務研修、各種研修会に積極的に参加できる環境を用意します。OFF-JTやSDS等自己研修に関しては、法人外の各種研修会に積極的に参加できるよう情報提供し、体系的で理論的な専門知識及び技術が習得できるように計画し、職員の資質の向上に努めます。

10. 社会貢献・地域貢献の取り組み

生活困窮者の支援事業に取り組みます(ライフサポート事業)。また、寿町の支援については、経験のある職員が未経験の職員や新人職員とのペアリングで参加し、事業所以外での地域の実際を学ぶ機会とします。こども食堂についても協力し、1年のうちにいずれかの取り組みに関わるように心がけます。

11. その他

(1) 苦情解決

苦情解決に関しては法人規則により、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を下記のとおり定めます。

苦情解決委員（第三者委員） 中村 真由美（弁護士）

浅沼 太郎（帝京科学大学 医療福祉学科 講師）

苦情解決責任者 石井 淳（横浜ベイエリア エリアマネージャー エヌ・クラブ施設長）

苦情受付担当者 福田 恭平（横浜市中山みどり園 課長）

柴田 龍一（横浜市中山みどり園 副主任）